

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします。

## 松山きし保育園をご利用の子供について

### 【対象者】

- 松山きし保育園を利用する**3歳から5歳までの子供**のうち、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 松山きし保育園を利用する**0歳から2歳までの子供**のうち、**※住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。年齢は、学年（クラス）により判断します。
- 保育の必要性のある子供とは、以下のとおりです。
  - ①「**従業員枠**」を利用している子供…全ての子供を保育の必要性のある子供とします。
  - ②「**地域枠**」を利用している子供…市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子供を保育の必要性のある子供とします。
- 保育料に含まれておりました、副食費(給食、おやつ代)は、国の方針により、**無償化の対象外と決定いたしました**ため、10月以降、口座振替とさせていただきます。なお、副食費の金額は別途お知らせいたしますので、お待ちください。また、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
- 裏面をご覧ください、ご不明な点等ございましたら、事務員までお問合せください。

※住民税非課税世帯(所得割・均等割ともに)  
0～2歳児(当年4月1日時点)も無償化の対象です。

◆会社等でお勤めの場合  
「給与所得等に係る市民税・  
県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」

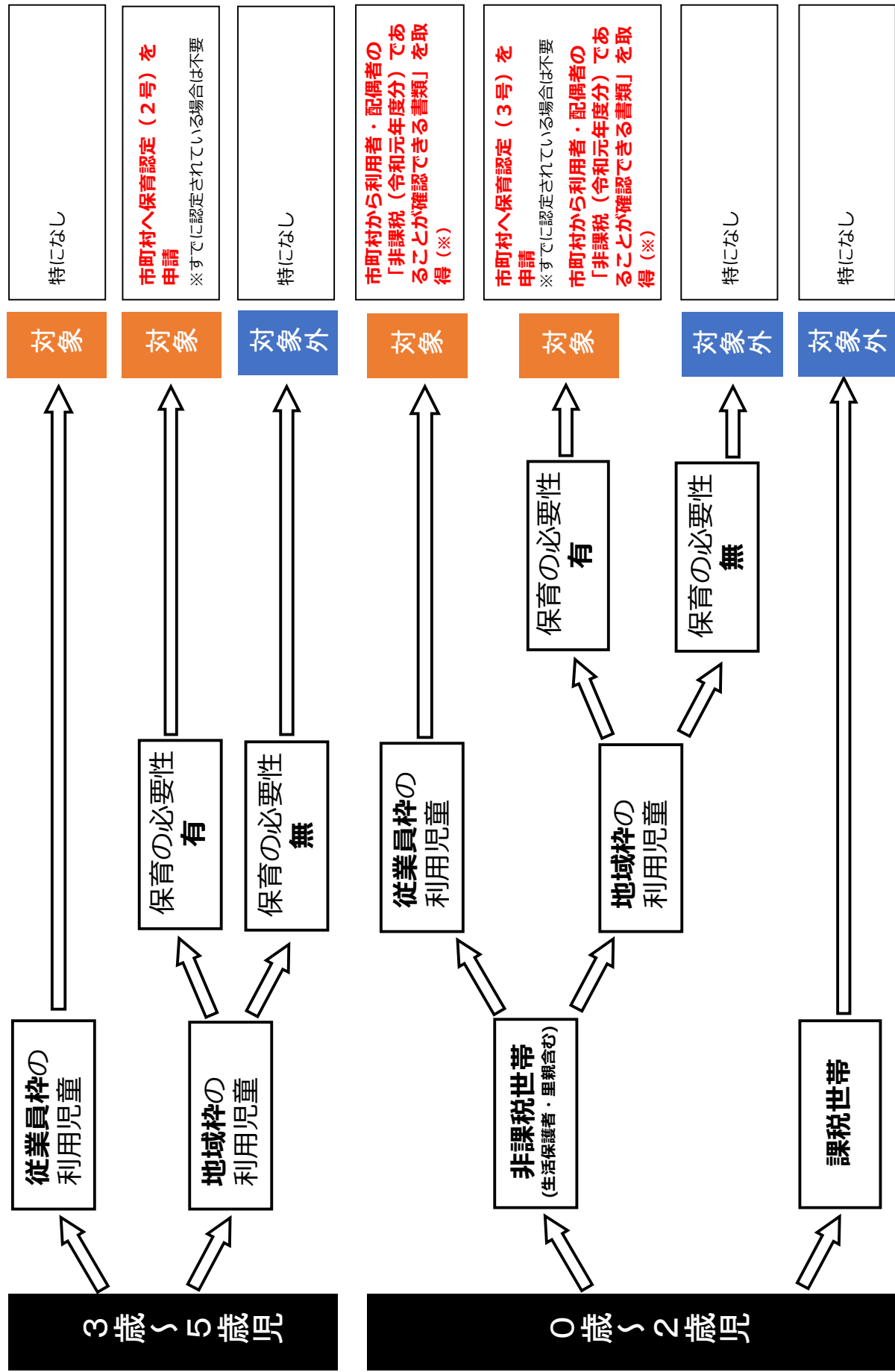
◆自営業の場合  
「市民税。県民税課税(所得)証明書」

◆どちらも無い方  
「市民税。県民税課税(所得)証明書」  
※取得費用:1枚300円が必要です。

非課税世帯かどうか分からない場合は、  
ご本人様より市民税課へお問い合わせ  
ください。市民税課：948-6290

松山市役所納税課(本館2階)、  
総合窓口センター(本館1階)、各支所  
各市民サービスセンター(フジグラン松山別棟2階、  
いよてつ高島屋南館2階、松山三越7階)

無償化の対象となる児童フローチャート



(※) 生活保護者・里親の場合は、所得証明書の代わりに、その状態にあることを証明できる書類を準備（保護証明書や、里親委託通知書など）